

令和5年4月1日からの最低制限価格制度の改正について

趣旨

公共工事に係るダンピング等の対策を更に強化するため、最低制限価格の算出方法の改正を行う。

今回は、一般管理費の算定式を0.55から0.68に変更する。

概要

- ① 対象工事：130万円以上で競争入札に付す建設工事に適用
- ② 設定基準：下表参照

改正前	改正後
【算定式】 ① 直接工事費×1.00 ② 共通仮設費×0.90 ③ 現場管理費×0.90 ④ 一般管理費×0.55 {(①+②+③+④)÷工事価格 +ランダム係数}×予定価格 【設定の範囲】 予定価格の 80/100～92/100の範囲	【算定式】 ① 直接工事費×1.00 ② 共通仮設費×0.90 ③ 現場管理費×0.90 ④ 一般管理費× 0.68 {(①+②+③+④)÷工事価格 +ランダム係数}×予定価格 【設定の範囲】 予定価格の 80/100～92/100の範囲

※ランダム係数：0～1%以内

(予定価格の92%～80%の範囲内でランダム係数分を加算する。)

適用開始日

令和5年4月1日以降に入札公告を行う建設工事に適用する。